

# 埼玉県知事選挙

## 告示日 8月9日(木) 投票日 8月26日(日)

任期満了に伴う埼玉県知事選挙が行われます。選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆さんのご協力をお願いします。

### 投票できるかた

日本国民で昭和62年8月27日以前に生まれ、平成19年5月8日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、失権などによる欠格条項に該当していないかたです。

ただし、埼玉県内に転出(1回に限る)された場合でも、皆野町の選挙人名簿に登録されているかたは、現住所地の市町村長の証明書、または住民票の抄本を持参すれば皆野町で投票できます。

なお、平成19年5月9日以降に皆野町に転入されたかたは、皆野町の選挙人名簿に登録されませんので、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票することができます。この場合、皆野町長の発行する証明書、または住民票の抄

### 本が必要です。投票所入場券

告示日の8月9日(木)以後に郵送します。

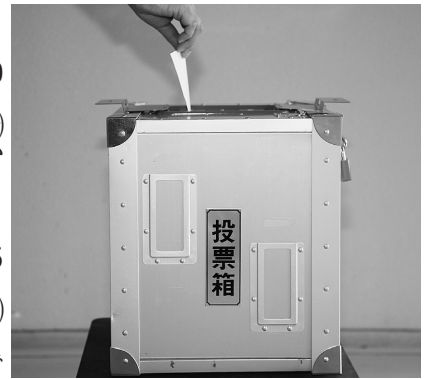
### 投票の方法

郵送で配布された入場券を指定された投票所へ持参し、受付名簿対照を経て投票用紙が交付されます。

投票用紙に候補者氏名を1人だけ記入し投票します。投票所および投票時間は「別表1」とおとりです。

### 期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行・レジャー・買い物などで、投票日に不在となるかたは、事前に役場総務課内「選挙管理委員会」へ申し出て投票することができます。入場券をご持参ください。期日前投票のできる期間は、



8月10日(金)から8月25日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。

ただし、投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票による投票となります。

### 入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中のかたは、病院長または施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票することができます。町内の不在者投票指定施設は「別表2」とおとりです。

### 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。この制度を利用されるかたは、選挙管理委員会に申し出て、「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。(すでに交付を受けているかたは必要

別表2 不在者投票指定施設 (町内)

病院	皆野病院・清水病院
老人ホーム	悠う湯ホーム (ケアハウス・特別養護老人ホーム)
その他施設	カーサ・ミナノ

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域
第1	総合センター内	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区
第2	文化会館内	根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区
第3	自然休養村管理所内	大字金崎・国神・大淵・野巻の全域
第4	金沢小学校内	大字金沢の全域
第5	わく・ワクセンター内	大字下日野沢・上日野沢の全域
第6	三沢小学校内	大字三沢の全域

投票時間は、午前7時～午後8時です  
※配布(郵送)される入場券に、投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください。投票区域については、従来と変更ありません。

別表3 郵便投票のできるかた

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害	—	—
心臓機能障害	特別項症から第3項症まで	1級もしくは3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害	—	—
小腸機能障害	—	—
免疫障害	—	1級から3級まで
介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかた		